

(平成22年11月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

## 第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までを 26 万円、同年 10 月から 58 年 7 月までを 28 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 7 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月 1 日から 58 年 8 月 1 日まで

私は申立期間において 27 万円前後の給与をもらっていたので、国（厚生労働省）が記録する標準報酬月額を給与から控除された保険料額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社に係る標準報酬月額は、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までの期間は 15 万円、同年 10 月から 56 年 7 月までの期間は 16 万円、同年 8 月から 57 年 7 月までの期間は 18 万円、同年 8 月から 58 年 7 月までの期間は 24 万円となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書（昭和 55 年 3 月分及び同年 12 月分）により、同年 3 月分では、標準報酬月額 26 万円に相当する厚生年金保険料を、同年 12 月分では、標準報酬月額 28 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間のうち、前述の給与明細書により標準報酬月額が確認できない期間（昭和 55 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から同年 11 月までの期間、56 年 1 月から 58 年 7 月までの期間）について、A 社の事業主は「申立人には 30 万円前後の給与を支給しており、申立期間においても最低でも 25 万円は支給していた。」と証言している上、同社の経理担当者は「申立期間当時は、申立人を含めすべての従業員の標準報酬月額を実際の給与額より社会保険事務所（当時）に低く届出をしていたと思う。申立人の給与明細書では、

昭和 55 年 3 月分の給与から給与支給額に見合う厚生年金保険料を控除しているので、継続して同様に給与から給与支給額に見合う厚生年金保険料を控除していたと思う。申立期間中に申立人の給与が下がったことはなかったと思う。」と証言している。

さらに、オンライン記録により A 社に係る厚生年金保険の加入記録がある 33 人の標準報酬月額を確認したところ、申立期間において標準報酬月額が下がっている者は見当たらない。

以上のことから判断すると、前述の給与明細書で報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できない当該期間における標準報酬月額については、昭和 55 年 1 月及び同年 2 月、同年 4 月から同年 9 月までの期間は、同年 3 月分の給与明細書の厚生年金保険料控除額と同額、同年 10 月及び同年 11 月、56 年 1 月から 58 年 7 月までの期間は 55 年 12 月の給与明細書の厚生年金保険料控除額と同額の保険料が事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、昭和 55 年 1 月から同年 9 月までの期間を 26 万円、同年 10 月から 58 年 7 月までの期間を 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和54年3月7日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、55年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年3月から同年9月までは7万6,000円、同年10月から55年7月までは8万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月7日から55年8月31日まで

私は、申立期間においてA社に継続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の年金記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が昭和54年3月7日から55年8月30日までの期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、年金事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人は、昭和54年3月27日に、同年3月7日を厚生年金保険被保険者の資格取得日として被保険者台帳記号番号の払出しを受けていることが確認できる上、A社が保管する健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書においても、申立人が同年3月7日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる。

しかしながら、前述の払出簿及び通知書に記載された申立人の厚生年金保険被保険者記号番号については、年金事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、当該記号番号が欠落しており、その理由について、年金事務所は不明としているなど、年金事務所における記録管理が不適

切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は昭和 54 年 3 月 7 日に申立人が厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、また、申立人に係る雇用保険の加入記録から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は 55 年 8 月 31 日であったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書による昭和 54 年 3 月の記録により、同年 3 月から同年 9 月までは 7 万 6,000 円、同日入社と同僚の厚生年金保険被保険者原票の記録により、同年 10 月から 55 年 7 月までは 8 万円とすることが妥当である。

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 11 月 1 日から 15 年 3 月 27 日まで  
私がA事業所に勤めていた昭和 60 年 2 月 1 日から平成 15 年 3 月 27 日までの期間のうち、申立期間について国（厚生労働省）の記録では、私の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっている。当時の私の給与は 25 万円であったので、給与月額に見合う標準報酬月額に記録訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、A事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 15 年 3 月 27 日）の直後の同年 3 月 28 日付けで、申立人の 13 年 11 月から 15 年 2 月までの標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間を含む昭和 60 年 2 月 1 日からA事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成 15 年 3 月 27 日までの間、同事業所の代表取締役であったことが法人登記簿及びオンライン記録により確認できる。

また、申立人は、政府管掌健康保険の任意継続に加入していることが確認でき、社会保険事務所（当時）が同健康保険の任意継続の加入者に対して行っている標準報酬月額等の通知を受けたものと推認できることから、申立人は記録訂正された標準報酬月額について承知していたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する滞納処分票によれば、申立期間においてA事業所は厚生年金保険料を滞納している上、当時の状況について社会保険事務所からの照会に対し申立人は社会保険料の支払いの件で何度も社会保険事務所に相談に行った旨回答していることから、申立人は標準報酬月額の減額訂正処理を承知していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として

自らの標準報酬月額に係る記録訂正に同意しながら、この処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 54 年 5 月まで

私は、申立期間においてA事業所で勤務していたが、社会保険事務所（当時）から、同期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を受けた。しかし、私自身が社会保険事務の担当者として勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間の一部においてA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人が氏名を挙げた同僚のうち一人は、A事業所に係る厚生年金保険の加入記録は確認できないほか、同事業所における申立人に係る雇用保険の加入記録も見当たらない。

また、A事業所は既に閉鎖されている上、当時の事業主も連絡が取れないことから、申立人の同事業所における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

さらに、申立期間において、申立人が記憶している同僚及びA事業所に係る厚生年金保険の加入記録が確認できる被保険者並びに同事業所において厚生年金保険に加入していない元従業員に対して聴取を行ったが、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の加入を裏付ける証言を得ることはできなかった。

加えて、オンライン記録により申立期間に係るA事業所の被保険者資格取得状況を確認したが、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月 1 日から 60 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間においてA事業所で勤務していたが、社会保険事務所（当時）から、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。しかし、勤務していたことは事実なので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間の一部においてA事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人は、当時の同僚の氏名を記憶していない上、A事業所における当時の雇用形態や勤務状況等についての記憶が曖昧である。

また、A事業所の事務担当者は「当時の人事記録等の資料等は保管していない。申立期間も短期間であり、社内の聞き取り調査において誰も申立人を覚えていないことからすると、申立人は、臨時社員だったと思われる。当時、臨時社員は厚生年金保険には加入させておらず雇用保険のみ加入させていた。」と述べている。

さらに、A事業所に係るオンライン記録によれば、申立期間を含む昭和 57 年 10 月 1 日から 62 年 4 月 15 日までの期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者の中に、申立人の氏名は見当たらず、被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 5 月 21 日から 51 年 10 月まで

私は、昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 10 月まで A 事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入期間は 49 年 4 月 1 日から同年 5 月 21 日までとなっている。しかし、勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間の一部の期間において A 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 事業所に係る健康保険・厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人及び申立人から氏名が挙げられた 3 人の同僚はいずれも、昭和 49 年 5 月 21 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している上、雇用保険の加入記録によれば、申立人及び当該同僚は同年 6 月 20 日に雇用保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、健康保険・厚生年金保険適用事業所名簿によれば、A 事業所は、昭和 49 年 8 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、登記簿謄本によれば、54 年 12 月 2 日に解散していることが確認できることから、申立人の申立期間における、勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、前述の健康保険・厚生年金保険被保険者原票によれば、A 事業所において昭和 49 年 4 月及び同年 5 月に被保険者資格を取得した者 77 人について確認したところ、過半数の 42 人が同年 5 月 21 日に資格喪失しており、残りの者は同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年 8 月 26 日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、前述の同僚のうちの一人は「A 事業所は、いわゆるマルチ商法まが

いの会社であり、事務処理もかなりいい加減であった。当時営業所長をしていた私ですら、厚生年金保険の加入記録は1か月しか無く、申立人も同じではないかと思う。」と証言している。

以上のことから、A事業所においては、社員を採用後、雇用保険及び厚生年金保険に加入させたものの、当該社員が引き続き同事業所に勤務しているにもかかわらず、理由は不明であるが、短期間のうちに被保険者資格を喪失させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。